
令和2年度
監査結果の概要

令和3年4月
いわき市監査委員事務局

目 次

- 監査制度の概要 P 1
- リスク・アプローチによる監査 P 2
- 監査等の種類と対象 P 3
- 定期監査における調査件数及び指摘件数 P 4
- 令和 2 年度監査等実施日程 P 5

監査制度の概要

1 監査委員について

監査委員は、主に市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について監査するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条の規定により設置され、市長から独立した立場で、行政サービスが適法であるか、効率的であるか、さらに不正がないかなど、幅広い観点から監査を実施しています。

また、監査委員は、一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の機関です。これは、監査委員がそれぞれ職権を行使する、ということの意味します。このため、複数の委員で構成されているにもかかわらず「監査委員会」という呼び方はしません。

なお、監査委員は、識見を有する者のうちから選任される識見監査委員と、議会の議員から選任される議選監査委員、合わせて4名で構成されており、任期は4年（議員のうちから選任される者にあつては議員の任期）となっています。議選監査委員の定数については、いわき市監査委員条例で2名となっています。

2 監査基準について

いわき市監査基準は、地方自治法等の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査等が適切かつ有効に実施されるために、監査等の目的、計画の策定、実施、報告・意見の提出、報告等の内容・公表及び措置状況の報告等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

3 監査計画について

監査計画は、いわき市監査基準に基づき、各種の監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

内容は、当該年度における監査等の対象、実施方針、実施時期などとなっています。

4 監査結果について

監査の結果については、議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

リスク・アプローチによる監査

令和2年度監査計画において、監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査を行うこととしました。

なお、選定した事務は次のとおりです。

事務	主なリスク等
随意契約に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切な内容で契約・ 不適切な価格で契約・ 契約の内容が適切に履行されない
補助金に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切な内容の補助・ 不適切な額の補助・ 補助事業が適切に履行されない
現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 書類の偽造・ 横領・ 現金の紛失
収納に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 過大または過少の入力・ 過大または過少の徴収・ システムによる計算の誤り
他自治体において、リスクが顕在化した事例等	（事情聴取等により識別・評価する）
前回指摘した事項	
その他上記のいずれにも該当しないものでリスクが高いと評価される事項	

監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令）	令和2年度監査等対象
監査等の範囲	
(1) 定期監査 （法第199条第1項、第4項） 財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事業管理に関する事務	総合政策部、財政部、生活環境部、保健福祉部、こどもみらい部、都市建設部、支所、議会事務局、農業委員会事務局 ※ 詳細は資料P4
(2) 行政監査 （法第199条第2項） 財務事務以外の一般行政事務	・定期監査に併せて実施 総合政策部 外 ※ 詳細は資料P4の特定事項の主な調査項目に記載
(3) 決算審査 （法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項） 一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算	・一般会計、特別会計及び基金決算 ・公営企業会計決算
(4) 健全化判断比率等審査 （地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項） 「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	・一般会計、特別会計決算 ・公営企業会計決算
(5) 例月現金出納検査 （法235条の2第1項） 会計管理者、水道事業及び病院事業の各管理者が管理する現金等の毎月の出納	・原則毎月25日に、前月分の現金預金の出納事務を検査 ・一般会計、特別会計等については、財政状況や資金運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施

※ 工事監査（法第199条第1項、第5項）については、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し中止とした。

定期監査における調査件数及び指摘件数

○調査件数:課等単位で調査を行った全ての件数

○指摘件数:類似内容の指摘が複数生じるときは、課等単位で1件に集約

No.	調査項目	調査件数 及び 指摘件数	監 査 対 象 部 局 名								合 計	
			総合 政策部	財政部	生活 環境部	保健 福祉部	こども みらい部	都市 建設部	支所	議会 事務局		農業 委員会 事務局
1	収入 事務	調査件数	36	981	37	206	14	119	2,758	0	11	4,162
		指摘件数	1	2	1	6	0	2	12	0	0	24
2	支出 事務	調査件数	45	52	108	128	189	70	107	23	6	728
		指摘件数	1	2	1	7	22	3	0	0	0	36
3	契約 事務	調査件数	9	29	41	34	15	8	67	2	1	206
		指摘件数	0	2	5	5	5	1	5	0	0	23
4	財産 管理 事務	調査件数	7	22	14	33	35	11	89	1	2	214
		指摘件数	0	1	4	2	1	2	5	0	1	16
5	特定 事項	調査件数	8	11	9	12	7	6	13	2	2	70
		指摘件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		調査件数	105	1,095	209	413	260	214	3,034	28	22	5,380
		指摘件数	2	7	11	20	28	8	22	0	1	99

■No.5.特定事項の主な調査項目

各部等共通	事務処理におけるリスク及びその対策について
総合政策部	総合計画の見直しについて 元気なまちいわき・ふるさと寄附金について
財政部	統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務等に関する事務について 公共施設等総合管理計画について
生活環境部	有害鳥獣駆除事業について 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進事業及びごみの減量について
保健福祉部	内郷授産場の民間譲渡について いわき市障がい者計画について
こどもみらい部	いわきネウボラ(出産・子育て総合支援事業)について 放課後児童健全育成事業について
都市建設部	生活バス路線維持対策事業費補助金に関する事務について いわき駅並木通り地区市街地再開発事業費補助金について
議会事務局	議会改革の推進について
農業委員会事務局	農業委員への女性の参画状況について

※特定事項 ①財務事務において、No.1収入事務からNo.4の財産管理事務のいずれにも該当しない項目
②財務事務以外の一般行政事務を主眼とした項目

令和2年度 監査等実施日程

監査等の種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当
総合政策部							23		18				1係
					6		23						1係
									18			18	2係
					6				18				2係
保健福祉部					6								2係
					6								2係
													2係
													1係
定期監査													1係
													1係
													2係
													2係
支所													1係
													1係
													2係
													2係
議会事務局													2係
													2係
													2係
													2係
農業委員会事務局													2係
													2係
													2係
													2係
例月現金 出納検査													1係
													1係
													2係
													2係
決算審査													1係
													1係
													2係
													2係
健全化判断比率等審査													1・2係
													1・2係